

笠松競馬番組要綱

賞金等支給基準

令和5年度

岐阜県地方競馬組合

目 次

笠松競馬番組要綱

1. 馬の出走回数	1
2. 出走資格	1
3. 出走資格の喪失	1
4. 出走の制限	2
5. 転入馬	3
6. 愛知県からの転入馬	4
7. 再転入馬の取扱い	4
8. 愛知県所属馬の交流について	5
9. 馬検査（馬体検査及び能力審査）について	5
10. 競走の制限タイムについて	6
11. 番組編成について	6
12. 負担重量について	9
13. 出走投票及び競走に関する事	11
14. 騎手について	11
15. 蹄鉄について	12
16. 馬装具について	13
17. きゅう舎装鞍について	13
18. その他	13
別紙1 令和5年度 笠松競馬 重賞・準重賞競走年間実施予定	14
別紙2 岐阜県地方競馬組合交流競走等騎手服取扱要領	15
別紙3 使用を許可する競走馬の蹄鉄	20
別表 使用許可兼用蹄鉄一覧表	21
別紙4 競走に使用できる馬装具一覧(笠松競馬場)	23
別紙5 馬装具使用届	24

笠松競馬番組要綱

笠松競馬番組要綱

この要綱は、岐阜県地方競馬組合地方競馬実施条例施行規則（以下「規則」という。）第19条に基づき競馬開催の都度発表する「競馬番組」のその他競馬の開催に必要な事項を定めるものとする。

なお、岐阜県地方競馬組合（以下「岐阜県」という。）営の競馬に競走馬を出走させようとする者は、本要綱の各条項を確認し出走させなければならない。

1. 馬の出走回数

馬の出走は、原則として1開催1出走とする。ただし、岐阜県が別に定める開催を除く。

2. 出走資格

次の各項目の条件を満たしていなければ出走することができない。

- (1) 地方競馬全国協会の馬登録（以下「地方登録」という。）を受けたサラブレッド系（以下「サラ系」という。）の満2歳以上の馬で本要綱の出走条件を満たしている馬。
- (2) 岐阜県が貸付けたきゅう舎及び愛知県競馬組合（以下「愛知県」という。）の名古屋競馬場に在籍し、馬主と調教師間で預託契約が締結され、岐阜県地方競馬組合管理者（以下「管理者」という。）に届出を完了した馬。ただし、交流馬は別に定める。
- (3) 未出走馬は、4歳の12月末までに必要な届出（競走馬入きゅう届及び競走馬預託契約書の写しの提出）を完了し、入きゅうした馬。
- (4) 外国産馬については、輸入前競走経験がない馬。

3. 出走資格の喪失

次の各項目のいずれかに該当した馬は、出走資格を失う。

- (1) 馬に起因する出走停止処分が通算3回となった馬。
ただし、2歳時の処分を含む場合は、通算4回となった馬。
- (2) 発走調教に関する出走停止処分が通算2回となった馬。
ただし、2歳時の処分を含む場合は通算3回となった馬。
- (3) 競走調教（能力支障を除く。）に関する出走停止処分が通算2回となった馬。
ただし、2歳時の処分を含む場合は、通算3回となった馬。
- (4) 疾病再発のおそれのある馬及び馬体に著しく醜状を呈する馬。
- (5) 片目失明した馬。ただし、競走に支障がない馬は除く。
- (6) 岐阜県及び愛知県（以下「東海地区」という。）で出走資格を失った馬は、以後の成績にかかわらず出走することができない。

4. 出走の制限

次の各項目のいずれかに該当した馬は、その期間が競馬開催初日（同一開催時において編成が2回ある場合は、編成毎の初日。）にかかる場合、出走することができない。

- (1) 地方競馬及び中央競馬の競走において、発走調教不十分若しくは競走調教不十分、健康に関する出走停止処分を受けた馬は、当該競走施行日の翌日から起算した出走停止期間。
- (2) 地方競馬及び中央競馬の競走において、発走調教再審査及び競走調教再審査となった馬は、当該競走施行日の翌日から起算して20日間。
- (3) 地方競馬及び中央競馬の競走（装鞍所引付けから検体採取までの間）において、内因性の鼻出血を発症した馬（外傷性のものは除く。）は、当該競走施行日の翌日から起算して20日間、初回の発症日から6か月以内の発症馬は同じく30日間、2回目以降の発症日から6か月以内の発症馬は同じく60日間。
- (4) 東海地区の競走においてタイムオーバーとなった馬は、当該競走施行日の翌日から起算して20日間若しくは当該開催を除く東海地区の2開催。1年以内で2回目以降は、30日間若しくは当該開催を除く東海地区の3開催。

東海地区以外の地方競馬及び中央競馬の競走（JRA特別指定競走でタイムオーバーとなった東海地区所属馬は除く。）においてタイムオーバーとなった馬は、当該競走施行日の翌日から起算して20日間。1年以内で2回目以降は同じく30日間。

- (5) 東海地区の競走において馬体故障等で競走を中止した馬は、当該競走施行日の翌日から起算して20日間若しくは当該開催を除く東海地区の2開催。

東海地区以外の地方競馬及び中央競馬の競走において馬体故障等で競走を中止した馬は、当該競走施行日の翌日から起算して20日間。

- (6) 岐阜県の競走に出走する馬は、競馬開催初日（同一開催時において、編成が2回ある場合は編成毎の初日。）の11日前（以下「基準日」という。）までに管理変更（地方登録を含む。）及び入きゅう検査（休養馬等も含む。）を受け、岐阜県の管理馬として認められなければならない。ただし、基準日が土、日、祝、閉庁日（入きゅう検査が行われない日）の場合は、その翌日まで認める。締切時刻は午後4時までとする。なお、基準日を含む当該競馬で出走を予定している岐阜県所属馬は、出走の翌日まで岐阜県所属調教師間の管理変更を認める。
- (7) 預託契約等が馬主と調教師間で文書により締結されており、その写しが主催者に提出されていない馬。（編成発表日の2日前を締切とする。ただし2日前が土、日、祝、閉庁日の場合は、その翌日を締切日とする。また、締切日は別途指定する場合がある。）その他、馬の管理等に関し定められた手続きがなされていない馬。
- (8) 地方競馬及び中央競馬の競走において着順確定後に失格（規則第66条第1項）となり、賞金等を返還しなければならない馬主が、管理者の指定する期日までにこれらを返還しないときは、その返還があるまでの間、当該馬主の所有する馬（当該馬主が持ち分を有する共有馬を含む。）は出走することができない。

- (9) 民事執行法の規定による差押えを受けている馬及び民事保全法の規定による仮差押えを受けている馬の出走は認めない。

禁止薬物・規制薬物関係

- (10) 禁止薬物の投与を受けた馬で指示事項において定められた期間が経過していない馬。
- (11) アナボリックステロイド（A S）が検出され出走停止処分を受けた馬については、出走の日から6か月間、競走に出走することができない。ただし、自主検査により陰性が確認されたときは、この限りではない。
- (12) 競技外検査で陽性となった馬は、検体採取日から6か月間、競走に出走することができない。ただし、自主検査により陰性が確認されたときは、この限りではない。
- (13) 規制薬物の影響下にある期間内は、競走に出走することができない。

5. 転入馬

- (1) 転入の条件（愛知県を除く。）

地方競馬又は中央競馬から岐阜県へ転入する馬は、次の各項目の条件を満たした馬でなければならない。ただし、入きゅう後、欠格事項が判明した場合は、退きゅうしなければならない。なお、中央競馬から転入する馬は、日本中央競馬会発行の競走成績証明書の写しを提出しなければならない。

- ア サラ系2歳以上で出走経験のある馬。
- イ 地方競馬又は中央競馬の最終出走日後、岐阜県の検疫きゅう舎に入きゅうし、検疫等所定の検査を済ませていること。
- ウ 疾病再発のおそれがなく視力が正常であり、人馬に危険を及ぼすおそれがないこと。
- エ 出走停止処分（調教不十分、健康支障等の馬に起因するもの。）を受けていないこと。ただし、調教不十分による出走停止処分後、5回出走した馬はこの限りではない。
- オ 取得金額は次表により算出し、格付けは転入馬格付け表に基づき行う。

算出基準	区 分	調 整 率		
		2～4歳	5、6歳	7歳以上
	J R Aの競走	25%	20%	15%
	地方競馬のG、J p n、J R A認定競走及び南関東（大井、川崎、船橋、浦和）の競走	40%	30%	25%
	上記以外の北海道、兵庫、高知の競走	80%	60%	50%
	上記以外の地方競馬の競走	100%	80%	60%

- (2) 転入馬（再転入馬を含む。）の転入起算日は入きゅう日とする。ただし、入きゅうしてから一度も編成されていない馬が他場へ転出し、再度入きゅうした馬については、再入きゅう日で格付けする。
- (3) 12月に入きゅうした馬のうち、12月末の開催までに編成されていない馬は、年明けの馬齢で格付けする。

- (4) 退きゅう馬の退きゅう起算日は、岐阜県所属馬として最後に出走した競走の翌日とする。
- (5) 格付けは次表に基づき行う。

転入馬格付け表

区 分	算出合計金額（JRA所属馬として出走歴がある馬は※を加算した額）	階 級	番組賞金
2 歳	3 6 0 万円未満	2 歳	算出合計金額
	3 6 0 万円以上	B 級以上	一般を適用
3 歳	3 3 0 万円未満 （令和 6 年 1 月以降は 3 6 0 万円未満）	3 歳	算出合計金額
	3 3 0 万円以上 （令和 6 年 1 月以降は 3 6 0 万円以上）	C 級以上	一般を適用
一 般	0 万円以上 2 0 0 万円未満	C 級	算出合計金額
	2 0 0 万円以上 3 3 0 万円未満	B 級	算出合計金額
	3 3 0 万円以上 5 0 0 万円未満	A 級	3 3 0 万円
	5 0 0 万円以上 8 0 0 万円未満		4 5 0 万円
	8 0 0 万円以上 1, 5 0 0 万円未満		6 0 0 万円
	1, 5 0 0 万円以上 2, 5 0 0 万円未満		9 0 0 万円
	2, 5 0 0 万円以上 4, 0 0 0 万円未満		1, 3 0 0 万円
	4, 0 0 0 万円以上		2, 0 0 0 万円

※ J R A 所属馬として出走歴を有する馬は 2 0 万円（令和 6 年 1 月から 4 0 万円）を加算して算出する。ただし、2 歳馬は 4 0 万円を加算する。

6. 愛知県からの転入馬

愛知県から岐阜県へ転入する馬は、次の各項目の条件を満たした馬でなければならない。ただし、入きゅう後、欠格事項が判明した場合は、退きゅうしなければならない。

- ア サラ系 2 歳以上で出走経験のある馬。
- イ 検疫きゅう舎に入きゅうし、検疫等所定の検査を済ませていること。
- ウ 疾病再発のおそれがなく視力が正常であり、人馬に危害を及ぼすおそれがないこと。
- エ 出走停止処分（調教不十分、健康支障等の馬に起因するもの。）を受けていないこと。ただし、調教不十分による出走停止処分後、5 回出走した馬（初出走が東海地区の馬を除く。）はこの限りではない。
- オ 格付けは、原則として愛知県在籍時の格及び番組賞金をもって行う。
- ただし、愛知県所属馬として出走歴のない馬は、愛知県からの転入馬としてみなさない。

7. 再転入馬の取扱い

東海地区所属馬が地方競馬又は中央競馬に転出し、東海地区所属馬として最後に出走した競走の翌日から起算して 1 年以上（令和 6 年 1 月から 6 か月以上）を経過した後、再び岐阜県に転入する場合は転入馬（本要綱 5）として取扱い、格付けを行う。

なお、東海地区所属馬として最後に出走した競走の翌日から起算して 1 年未満（令和 6 年 1 月から 6 か月未満）に再び岐阜県に転入する場合は東海地区所属馬として取扱い、その間に他競馬場で

取得した賞金については、転入馬の取得賞金の算出基準（本要綱5の(1)のオ）により算出した金額を転出前の東海地区番組賞金に加算及び番組賞金調整（本要綱11の(7)）又は番組賞金控除（本要綱11の(5)）のうえ、格付けを行う。

8. 愛知県所属馬の交流について

- (1) 本要綱4（出走の制限）に該当する馬は出走することができない。
- (2) 1競走につき1頭を優先出走馬とする。
ただし、重賞競走、準重賞競走及び岐阜県が指定する競走はこの限りではない。
- (3) 格付けは、原則として愛知県の格及び番組賞金をもって行う。
- (4) 未出走馬も出走することができる。
ただし、新馬戦及びJRA認定競走は出走することができない。
(岐阜県が別に定める開催を除く)
- (5) 愛知県所属の同一きゅう舎から、1開催に出走申込が可能な頭数は48頭以内とする。

9. 馬検査（馬体検査及び能力審査）について

- (1) 本要綱4の(1)から(3)に該当する馬について、(1)は当該競走施行日の翌日から起算して20日間以上、(2)及び(3)は当該競走施行日の翌日から起算して10日間以上の調教期間において東海地区の馬体検査及び能力審査（以下「馬検査」という。）を受検し、合格しなければ出走することができない。
また、未出走馬についても馬検査に合格しなければ出走することができない。
- (2) 初めて出走する2歳・3歳馬は、発走調教審査に合格しなければ馬検査を受検することができない。なお、発走調教審査に合格した2歳馬は4月以降に岐阜県が実施する馬検査から受検することができる。
- (3) 禁止薬物及び規制薬物の影響下にある馬の馬検査は無効とする。
- (4) 馬検査の合格馬で理化学検査の結果、陽性となった馬は、合格を無効とする。
- (5) 能力審査の競走距離は、原則1,400mで実施する。
- (6) 2歳馬及び3歳馬（3歳馬は1月から3月末まで）は、競走距離を800m又は1,400mで選択することができる。
- (7) 階級別（転入馬を含む）の能力審査合格タイムは、本要綱10の(1)における競走の制限タイムとする。

10. 競走の制限タイムについて

(1) 競走の制限タイムについて

競走の制限タイムは次表のとおりとする。

階 級	距 離 (m)	制限タイム	階 級	距 離 (m)	制限タイム
2 歳	800	56.0	B 級	1,400	1.36.5
	1,400	1.39.5		1,600	1.51.0
	1,600	1.54.0		1,800	2.06.5
3 歳	800	56.0		1,900	2.14.5
	1,400	1.38.5		2,500	2.56.5
	1,600	1.53.0	A 級	1,400	1.35.5
	1,800	2.08.5		1,600	1.50.0
	1,900	2.16.5		1,800	2.05.5
C 級	800	55.0		1,900	2.13.5
	1,400	1.37.5	2,500	2.55.5	
	1,600	1.52.0			
	1,800	2.07.5			
	1,900	2.15.5			

(2) 制限タイムオーバーの取扱いについて

(1)の制限タイムを超え、かつ当該競走の5着馬（5頭立ての場合は4着馬）のタイムより4秒（2歳及び3歳の競走は5秒）を超えた馬については、制限タイムオーバーとする。

ただし、C級競走のうち、1,600m、1,800m、1,900mの競走は、制限タイムを超え、かつ当該競走の5着馬のタイムより6秒を超えた馬を制限タイムオーバーとする。

(3) 制限タイムオーバーの対象としない競走について

重賞競走、準重賞競走、JRA認定競走、指定交流競走、新馬戦、騎手招待競走、騎手選抜競走、特別競走、特選競走、選抜競走及び岐阜県が別に定める競走は、制限タイムオーバーの対象としない。

11. 番組編成について

(1) 賞金額による番組編成

ア 出走申込馬の取得した賞金（1着から5着まで）に基づき番組賞金を定め、番組賞金額の順に出走馬を編成する。

イ 前走勝馬（他地区所属時は除く。）は最上位（特別）組から番組賞金額の順に編成する。また、前走勝馬で階級が昇格した馬は、昇格した階級の最上位から2番目の組に編成する。ただし、A級、2歳及び3歳の階級はこの限りではない。

ウ 編成頭数により階級混合競走を編成する場合がある。この場合の賞金は、上位の階級の賞金とする。

エ 岐阜県が指定する競走の編成については、競走成績を参考として出走馬を選定する。

オ 成績確定後の失格により着順が変更になった馬についての着順・賞金等の成績は訂正するが、番組編成にかかわる格付け及び番組賞金については当該競走の変更前の着順をもって行う。ただし、失格が判明した後の番組編成より訂正した着順をもって番組編成を行う。

カ 各階級のいずれかにおいて、出走申込馬が8頭未満（2歳の競走は5頭未満）の場合は、当該階級の競走は編成しない。

(2) 番組賞金の算定（東海地区統一）

次表の中欄に掲げる競走で取得した賞金に対して、右欄に掲げる加算率を乗じて得た額を番組賞金として加算のうえ、番組賞金を算定する。

	区 分	率
東 海 地 区	J p n I、J p n II及びJ p n III競走で取得した賞金	30%
	J R A認定競走で取得した賞金	40%
	2歳・3歳のS P競走及びP競走で取得した賞金	50%
	古馬S P競走及び新馬戦で取得した賞金	60%
	1着賞金に60%を乗じて得た金額がA1組競走の賞金以下となる古馬S P競走又は東海クラウン競走で取得した賞金	A1組と同額
	一般競走、選抜競走、特選競走、特別競走及び古馬P競走で取得した賞金	100%
他 地 区	J p n I (G I)、J p n II及びJ p n III競走で取得した賞金	30%
	上記以外の交流競走で取得した賞金	50%
中 央	中央競馬の競走で取得した賞金	30%

(3) 格付け

格付けは次表のとおりとする。

階級別の番組賞金（東海地区統一）

階 級	番 組 賞 金
2 歳	360万円未満
3 歳	330万円未満 (令和6年1月から360万円未満)
	10月以降一般階級適用
C 級	200万円未満
B 級	200万円以上330万円未満
A 級	330万円以上

(4) 昇級基準及び負担重量加増基準は次表のとおりとする。

階級	昇級基準額	
A 級	3,000万円以上	
	2,000万円以上	3,000万円未満
	1,200万円以上	2,000万円未満
	900万円以上	1,200万円未満
	600万円以上	900万円未満
	330万円以上	600万円未満
B 級	200万円以上	330万円未満
C 級	200万円未満	
3 歳	330万円未満 (令和6年1月から360万円未満)	
	10月以降一般階級適用	
2 歳	360万円未満	

(5) 2歳及び3歳の一般階級への編入は次表のとおりとする。

初出走が東海地区の馬（初出走以降、一度も他地区への転出がない馬）

サラ系	生産年	番組賞金	控除額	編入先
3 歳	2020年	9月末までに 330万円以上	150万円	C級以上
		9月末までに 330万円未満の 馬は10月以降	番組賞金額の75% (控除限度額150万円)	C級以上
2 歳	2021年	360万円以上	160万円	B級以上

転入馬(1) 地方競馬所属で出走した経歴のみの転入馬

サラ系	生産年	番組賞金	控除額	編入先
3 歳	2020年	9月末までに 330万円以上	60万円	B級以上
		9月末までに 330万円未満の 馬は10月以降	番組賞金額の30% (控除限度額60万円)	B級以上
2 歳	2021年	360万円以上	80万円	B級以上

転入馬(2) 中央競馬所属で出走した経歴のある転入馬

サラ系	生産年	番組賞金	控除額	編入先
3 歳	2020年	9月末までに 330万円以上	20万円	B級以上
		9月末までに 330万円未満の 馬は10月以降	番組賞金額の15% (控除限度額20万円)	B級以上
2 歳	2021年	360万円以上	40万円	B級以上

※ 転入馬のうち、転入後9月末までに東海地区で出走した馬及び本要綱7の後段に該当する再転入馬については、一般階級編入時に該当する項目の控除額を番組賞金から控除する。

(6) 東海地区の3歳格競走は9月末までとする。

(7) 番組賞金の調整

ア 番組賞金の調整は、東海地区所属馬として競走に出走したA、B、C級の馬に対して行う。(最終出走時の階級が2歳格又は3歳格の馬は対象としない)

イ 番組賞金の調整は、年4回(6月、9月、12月及び3月の月末開催終了後。)実施する。

ウ 番組賞金の調整額は、25%とする。

(ア) 調整期間内に得た番組賞金が調整額以内の馬は、その差額(調整額-取得番組賞金)を控除する。

(イ) 調整期間内に得た番組賞金が調整額を超えた馬は、調整しない。

(ウ) 調整期間内の勝馬は調整しない。

(エ) 調整期間内に2歳格、3歳格で得た番組賞金及び勝利については反映させない。

(オ) 調整期間内に他地区所属馬として得た番組賞金は調整の対象としない。

ただし、本要綱7の後段に該当する再転入馬を格付けする場合にはこの限りではない。

(8) 当該競馬の編成は、原則として出走申込締切日に行われている東海地区の競馬開催最終日の格付け及び番組賞金を適用する。

ただし、編成が2回ある開催の2回目の編成及び愛知県が実施する連続開催等において出走申込締切日以降に追加申込を受け付ける場合は、追加申込締切日に行われている東海地区の競馬開催最終日の格付け及び番組賞金を適用する。

(9) 重賞競走、準重賞競走及び岐阜県が指定する競走について

出走条件等については、各競走の実施要領及び実施細目若しくは各開催の競馬番組又は別冊「笠松競馬 東海SP・特別競走番組」にて発表する。

(10) 番組編成は原則競馬開催初日(同一開催時において編成が2回ある場合は、編成毎の初日)の前日から起算して5日前に発表する。

12. 負担重量について

(1) 定義

ア 定量とは、馬の年齢及び性により定めるものをいう。

イ 別定重量とは、馬の年齢、性、階級、賞金額、その他競馬番組等に定める事項に基づき算出するものをいう。

(2) 定量に区分される競走

ア 一般競走

区 分	牡・セン	牝
2 歳	55kg	54kg
3歳以上	56kg	54kg
2歳一般編入馬	55kg	53kg

(3) 別定重量に区分される競走

ア J R A交流競走

(1勝クラス)

区 分	牡・セン	牝
3 歳	55kg	53kg
4歳以上	57kg	55kg

(3歳未勝利)

区 分	牡・セン	牝
3 歳	56kg	54kg

イ 重賞競走、準重賞競走、一般競走における階級混合競走及び岐阜県が指定する競走については、当該競走の実施要綱及び実施細目又は各開催の競馬番組にて発表する。

(4) 負担重量の加増について

ア 前走において、次表の右欄に掲げる競走で勝馬となった馬が左欄に掲げる競走に出走する場合は、1kg加増する。

出走競走	前走競走
A級1組	J p n競走、重賞競走、準重賞競走
A級2組	A級1組及び他地区で実施の交流重賞競走
B級1組	J p n競走、重賞競走、準重賞競走、オープン競走、B級1組及び他地区で実施の交流重賞競走
C級1組	J p n競走、重賞競走、準重賞競走、オープン競走、C級1組及び他地区で実施の交流重賞競走
3歳1組	J p n競走、重賞競走、準重賞競走、オープン競走、3歳1組及び他地区で実施の交流重賞競走

イ J R A認定競走の勝馬が同競走に出走する場合は、1kg加増する。

ウ 負担重量の上限及び下限は次表のとおりとする。

区 分	牡・セン	牝
上 限	58kg	56kg
下 限	55kg	53kg

13. 出走投票及び競走に関すること

(1) 出走頭数

競走の出走頭数は、10頭以内とする。ただし、1,400m、1,900m、2,500mの重賞競走及び準重賞競走並びに岐阜県が指定した競走（各開催の競馬番組で発表）は、12頭以内とする。

なお、出走投票の結果、出走可能頭数を超える場合は、原則として次表の順位により出走制限馬を決定する。ただし、同順位の場合は、抽選により決定する。

出走制限馬の順位	区 分
1	愛知県所属馬で優先出走馬（1頭）以外の馬
2	岐阜県所属馬で出走制限の対象となる階級の馬 （下記区分を除く）
3	岐阜県所属馬のうち、岐阜県所属で初出走し、他地区への転出実績がない馬又は当該年度内抽選休場馬

(2) 同一階級競走の取扱い

同一階級競走を1日2競走以上実施する場合は、出走投票の結果により次のように取り扱う。

ア 合併

一方が4頭以下で、かつ他の一方と合わせて5頭以上9頭以下の場合は、1競走にする。

イ 編成替え

一方が抽選休場等によって頭数が制限された場合は、他の一方に10頭若しくは12頭を超えない範囲の頭数まで編成替えをし、その他は抽選休場とする。

(3) 出走投票に係る出走拒否

出走投票日から当該競走日までの間に他の競走に出走する馬は、笠松競馬開催の出走投票を行ってはならない。また、出走投票を行った馬は、出走投票日から当該競走日までの間に他の競馬場で出走してはならない。

(4) 競走の不成立及び取り止め

出走投票の結果、出走馬が4頭以下（1日に同一階級競走が1競走）の場合は競走不成立とする。また、競走成立後において、勝馬投票券発売前の出走取消又は競走除外により出走馬が2頭以下となった場合には競走を取り止める。

(5) 馬の移動及び競走番号の変更

出走投票の結果、同一階級間における馬の移動又は競走の順序を変更することがある。

(6) その他

ア J R A所属で出走経歴のある馬は、J R A認定競走には出走することができない。

イ 2歳の新馬戦は9月末までとする。

14. 騎手について

(1) 競走で騎乗するときは、保護ベストを着用すること。（保護ベストの重量を1kgとする）

- (2) 同一騎手の1日の騎乗回数は9回以内とし、1日の連続騎乗回数は6回以内とする。ただし、出走投票の結果、競走の順序を変更したとき又は騎手変更の場合はこの限りではない。
- (3) 減量騎手の取扱い

一般競走（Jpn競走、重賞競走、準重賞競走、騎手交流競走及び岐阜県が別に定める競走を除く。）に減量騎手が騎乗する場合の負担重量の減量は次表のとおりとする。

地方通算勝利度数 による減量	騎手免許取得後5年未満の騎手			騎手免許取得後5年以上 又は101勝以上の騎手
	30勝以下	31勝以上 50勝以下	51勝以上 100勝以下	
男性騎手	▲ 3 kg減量	△ 2 kg減量	☆ 1 kg減量	減量なし
女性騎手	★ 4 kg減量		▲ 3 kg減量	◇ 2 kg減量

- (4) 減量の変更はその条件に達した日が属する開催の次の東海地区開催から行う。ただし、既に出走馬が確定している競走が属する開催は除くものとする。

- (5) 新人騎手の減量解除について

ア 初騎乗後、2年を経過した騎手は、減量を解除することができる。

イ 減量解除の申請を行う騎手は、当該競馬の騎乗申込日までに申請書を管理者に提出しなければならない。

ウ 減量解除後における減量の再適用は認めない。

- (6) 他地区地方競馬所属騎手の取扱いについて（詳細については別途要綱で定める）

ア 全ての重賞競走及びJRA認定競走に騎乗できる。

イ 上記に掲げる競走の当日に限り、全ての競走に騎乗することができる。

ウ 期間限定騎手の受け入れについて

(ア) 年数による減量騎手及び制裁の多い騎手以外の騎手とする。ただし、開催執務委員長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(イ) 同時期における受入れ人数は、若干名とする。

(ウ) 受け入れ期間は原則として3か月以内とするが、本人の希望により最大1年間を上限として認めることがある。

(エ) 期間中は、岐阜県所属の調教師に所属することとする。

(オ) 減量騎手が(3)の競走に騎乗する場合は、当該騎手が所属する主催者の規定を適用し、減量する。

15. 蹄鉄について

- (1) 蹄鉄は、馬場管理委員が許可したもの（別紙3「使用を許可する競走馬の蹄鉄」）とし、跣蹄（はだし）の出走は認めない。ただし、装鞍所引付けから発走時刻までの間に落鉄し、装蹄不能（蹄鉄の再装着が不可能）の場合は、跣蹄での出走を認める場合がある。

- (2) 釘頭が蹄負面から突出したもの及び競走能力に著しく影響を及ぼすと認められるものについては、

使用を認めない。

- (3) 連尾鉄、半鉄等の加工変形したもの及び蹄底と蹄鉄の間に緩衝材等を挿入したものについては、出走前日までに馬場管理委員に届け出て許可を受けたものを使用すること。
- (4) 他地区所属馬に関して当該馬の主催者において許可されている蹄鉄については、事前に所属主催者より馬場管理委員へ連絡を行い、許可を得た場合は使用を認める。

16. 馬装具について

- (1) 競走に使用できる馬装具一覧は別紙4「競走に使用できる馬装具一覧」のとおりとする。
- (2) 上記馬装具一覧表に掲載していない馬装具の使用にあたっては、あらかじめ別紙5「馬装具使用届」を提出し、馬場管理委員の使用許可を受けなければならない。

17. きゅう舎装鞍について

きゅう舎装鞍は認めない。

18. その他

- (1) 年度途中においても番組要綱を変更することがある。
- (2) そのほか定めのないものの取扱いは、その都度、岐阜県が決定する。

別紙 1

令和5年度 笠松競馬 重賞・準重賞競走年間実施予定

1 重賞競走

項番	競走名	格付	実施日	曜日	出走条件	距離(m)	1着賞金(万円)	交流区分	備考
1	中京スポーツ杯 第49回 新緑賞	S P II	4月5日	水	3歳	1,600	300	東海	
2	第32回 オグリキャップ記念	S P I	4月27日	木	4歳以上	2,500	2,000	地方全国	
3	日刊スポーツ杯 第6回 ぎふ清流カップ	S P I	5月25日	木	3歳	1,400	600	北陸・東海・近畿	
4	岐阜新聞社・岐阜放送賞 第5回 飛山濃水杯	S P III	6月9日	金	3歳以上	1,400	300	東海	
5	日刊スポーツ杯 第47回 クイーンカップ	S P III	6月22日	木	3歳牝馬	1,600	300	東海	第1回撫子争覇(S P III) トライアル競走
6	創刊75周年記念スポーツニッポン杯 第45回 サマーカップ	S P II	7月6日	木	3歳以上	1,400	400	北陸・東海・近畿	第52回くろゆり賞(S P I) トライアル競走
7	スポーツ報知杯 第1回 撫子争覇	S P III	8月3日	木	3歳以上牝馬	1,400	300	東海	第17回秋桜賞(S P I) トライアル競走
8	中日新聞杯 第52回 くろゆり賞	S P I	8月16日	水	3歳以上	1,600	600	地方全国	
9	中日スポーツ杯 第47回 岐阜金賞	S P I	8月30日	水	3歳	1,900	600	東海	3歳秋のチャンピオンシップ
10	創刊75周年記念スポーツニッポン杯 第50回 オータムカップ	S P II	9月28日	木	3歳以上	1,900	400	北陸・東海・近畿	
11	第1回 ネクストスター笠松	-	10月12日	木	2歳	1,400	1,000	笠松所属馬限定	重賞級認定競走 未来優駿
12	創刊75周年記念スポーツニッポン杯 第10回 ラブミーチャン記念	S P I	11月9日	木	2歳牝馬	1,600	500	地方全国	グランダム・ジャパン(2歳)
13	第19回 笠松グランプリ	S P I	11月21日	火	3歳以上	1,400	1,000	地方全国	
14	中日スポーツ杯 第27回 ライデンリーダー記念	S P I	12月30日	土	2歳	1,400	500	北陸・東海	北陸・東海チャンピオンシップ2023
15	岐阜県知事杯 第52回 東海ゴールドカップ	S P I	12月31日	日	3歳以上	1,900	700	東海	
16	デイリースポーツ杯 第41回 ウインター争覇	S P III	1月25日	木	4歳以上	1,800	300	東海	
17	スポーツ報知杯 第48回 ゴールドジュニア	S P II	2月8日	木	3歳	1,600	400	北陸・東海・近畿	
18	中京スポーツ杯 第29回 白銀争覇	S P II	2月22日	木	4歳以上	1,400	400	北陸・東海・近畿	
19	日刊スポーツ杯 第1回 ブルーリボンマイル	S P I	3月5日	火	4歳以上牝馬	1,600	500	地方全国	
20	創刊70周年記念中日スポーツ杯 第1回 ジュニアグローリー	S P III	3月7日	木	3歳	1,400	300	東海	
21	サンケイスポーツ杯 第45回 マーチカップ	S P II	3月20日	祝水	4歳以上	1,900	400	北陸・東海・近畿	第33回オグリキャップ記念(S P I) トライアル競走

2 準重賞競走

項番	競走名	格付	実施日	曜日	出走条件	距離(m)	1着賞金(万円)	交流区分	備考
1	eプリントサービス賞 第1回 ブルームカップ	P	7月20日	木	3歳	1,800	200	東海	第47回岐阜金賞(S P I) トライアル競走
2	中京スポーツ杯 第48回 秋風ジュニア	P	8月18日	金	2歳	1,400	300	笠松デビュー馬限定	J R A認定競走
3	日刊スポーツ杯 第51回 ジュニアクラウン	P	9月14日	木	2歳	1,400	300	笠松所属馬限定	J R A認定競走
4	競馬エース賞 第1回 東海クラウン	P	10月27日	金	3歳以上	1,400	250	東海	第19回笠松グランプリ(S P I) トライアル競走
5	岐阜県知事杯 第10回 ジュニアキング	P	12月7日	木	2歳	1,600	300	笠松所属馬限定	J R A認定競走
6	競馬東海賞 第1回 笠松若駒杯	P	1月11日	木	3歳	1,400	200	笠松デビュー馬限定	

※各競走の出走条件等は、別冊「笠松競馬 東海S P・特別競走番組」及び各開催の競馬番組において発表します。

岐阜県地方競馬組合交流競走等騎手服取扱要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、岐阜県地方競馬組合地方競馬実施条例施行規則取扱要領（昭和52年岐阜県地方競馬組合告示第 1 号）第 6 条に規定する騎手服のうち、交流競走等において使用する騎手服の服色に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交流競走等)

第 2 条 交流競走等とは、次に掲げる競走とする。

- (1) 重賞及び準重賞競走
- (2) J R A 条件交流競走
- (3) 2 歳馬の競走のうち新馬戦及び J R A 認定競走

(競馬会所属馬に騎乗する場合等の服色)

第 3 条 前条の交流競走等において、日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）に所属する馬に騎乗する場合及び他の地方競馬に所属する騎手が騎乗する場合の服色については、交流競走ごとに定める実施要領において定める。

(馬主服の使用)

第 4 条 交流競走等において競馬会に登録している服色（以下「馬主服」という。）を使用する場合は、笠松競馬所属調教師と預託契約を締結している馬主（共有馬主にあつては共有代表馬主。以下同じ。）のうち、開催執務委員長が馬主服の使用を承認した馬主のみ使用することができる。

(馬主服の使用申請)

第 5 条 前条の規定により馬主が馬主服の使用の承認を得ようとする場合は、使用を希望する開催の出走申込締切日までに、馬主服使用申請書（様式第 1 号）を自己の所有馬を預託している調教師（以下「管理調教師」という。）を経由して、開催執務委員長に提出しなければならない。

(馬主服の使用承認)

第 6 条 開催執務委員長は、馬主服の使用を承認したときは、馬主に対し馬主服使用承認書（様式第 2 号）を交付し、管理調教師にその旨を通知するものとする。

2 開催執務委員長は、前項により承認した馬主服を馬主服色使用承認簿（様式第 3 号）に記載し、これを管理するものとする。

(取消(変更)届)

第7条 馬主服の使用承認を受けている馬主が馬主服の使用を取止めるとき又は競馬会の馬主登録若しくは服色登録を取消し、若しくは競馬会に登録している服色を変更したときは、速やかに馬主服取消(変更)届(様式第4-1号又は様式第4-2号)を開催執務委員長に提出しなければならない。

2 開催執務委員長は、前項の届出を受理したときは、速やかに管理調教師にその旨を通知するものとする。

(馬主服の管理等)

第8条 馬主は、年間の出走計画をもとに、あらかじめ必要な枚数の馬主服を用意し、管理調教師に交付しておくものとする。

2 管理調教師は、交流競走等に使用する馬主服を適切に管理し、交流競走等に騎乗する騎手に着用させなければならない。

(馬主服の使用届)

第9条 馬主は、第6条第1項の馬主服使用承認書の交付を受けた日から交流競走等に自己の所有馬を出走させ馬主服を使用するときは、馬主服使用届出書(様式第5-1号)を当該競走の出走投票日までに当該馬を管理する調教師を経由して、開催執務委員長に提出しなければならない。

2 馬主服使用承認を受けている馬主が交流競走等に他の地方競馬所属の自己の所有馬を出走させる場合において、馬主服を使用するときは、馬主服使用届出書(様式第5-2号)を当該競走の出走投票日までに当該馬を管理する調教師を経由して、開催執務委員長に提出しなければならない。

3 騎手は、馬主服を着用した場合は、当該交流競走等の下見所集合時までに馬場管理委員の確認を得るものとする。

4 やむを得ない事由により馬主服を使用することができない場合は、管理調教師は速やかに裁決委員にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

5 前項により馬主服を使用することができない場合は、当該騎手が所属する主催者が認定し登録した騎手服(以下「騎手服」という。)を使用する。ただし騎手服の登録がない場合、又はやむを得ない事由により騎手服が使用できない場合は、開催執務委員長が別に定めた騎手服を貸与する。

(取消し)

第10条 馬主が次の各号に該当した場合は馬主服の使用承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により馬主服の承認を受けたとき。
- (2) 馬主服の使用に関し著しい不正があったとき。
- (3) 競馬会から馬主登録を抹消されたとき。
- (4) その他、馬主服の使用が適当でないと開催執務委員長が認めたとき。

(制 裁)

第11条 管理調教師及び騎手の過失により馬主服を使用しなかった場合には、制裁の対象とする。

(染分帽の着用)

第12条 交流競走等において、同一の馬主服を使用する馬が同枠となった場合及び裁決委員が必要と認められた場合には、識別を容易にするため、染分帽を着用させる。

2 染分帽は四ツ割とし、同枠内の馬番号の大きい方に着用させるものとする。

(その他)

第13条 この要領のほか必要な事項は、開催執務委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

馬主服使用申請書

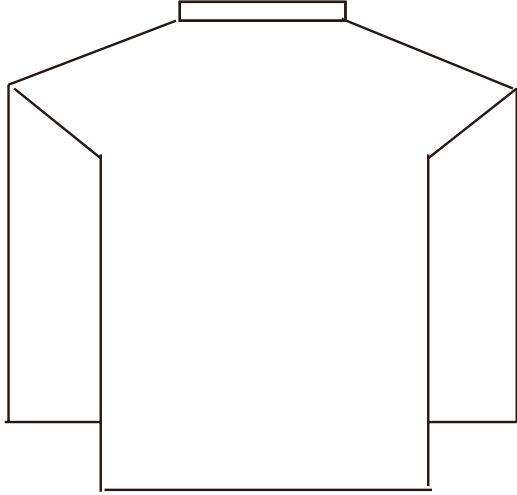
岐阜県地方競馬組合 開催執務委員長 様

中央競馬馬主登録番号

地方競馬馬主登録番号

申請者氏名

馬主服についての使用の承認を受けたいので、岐阜県地方競馬組合交流競走等騎手服取扱要領第5条の規定により、次のとおり申請します。

服色の標示	下記のとおり
使用開始希望日	年 月 日
<p>【※1】</p> <p>地色</p> <p> 胴 ()</p> <p> そで ()</p> <p>標示</p> <p> 胴</p> <p> 標示の色 ()</p> <p> 標示名 ()</p> <p> そで</p> <p> 標示の色 ()</p> <p> 標示名 ()</p>	<p>【※2】</p>  <p>※服色がわかるよう色や柄を標記するか、色や柄が標記されているものを貼付してください。</p>
<p>【参考】</p> <p> 主な預託先調教師名</p>	

【※1】、【※2】のいずれか一方のみの記載でも申請は可能です。

年 月 日

馬主服使用届出書

岐阜県地方競馬組合 開催執務委員長 様

年度 第 回 笠松競馬において馬主服を使用したいので、岐阜県地方競馬組合交流競走等騎手服取扱要綱第9条第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。

中央競馬馬主登録番号

地方競馬馬主登録番号

氏 名

1. 使用競走

年 月 日・第 競走

レース名

2. 出走馬名

3. 調教師名

使用を許可する競走馬の蹄鉄

笠松競馬場 馬場管理委員

使用許可競走蹄鉄一覧

- 1 尋常蹄鉄
- 2 ニューム蹄鉄、スチールヘッド、スチールヘッドエッジ、スチールライン、スチールラインエッジ
- 3 ハイベスト蹄鉄、クッションソール蹄鉄
- 4 大井鉄
- 5 兼用蹄鉄（埋め込み鋼片の突出は2mmまでとする）
装着時のでき上がり厚さ9mm以下、最大部分の幅22mm以下、重さ125g以下のものを原則とする。
別表「使用許可兼用蹄鉄一覧表（笠松競馬場）」による。
- 6 その他
肢蹄保護のための特殊蹄鉄（馬場管理委員の許可を受けたもの）
当該馬の主催者において、許可されているものについては事前に主催者からの連絡に基づき使用できるものとする。

使用許可兼用蹄鉄一覧表（笠松競馬場）（埋め込み鋼片の突出は2mmまでとする）

番号	品名	略号	許可年月日	製造元	製造国
1	兼用T	RS	H5.4.1	タイワ製	日本
2	兼用T鋼片無	NRS	H5.4.1	タイワ製	日本
3	兼用T厚尾（後肢用）	RSK	H5.4.1	タイワ製	日本
4	兼用Tフランス型	EU	H5.4.1	タイワ製	日本
5	兼用Tラバー付	RSC	H5.4.1	タイワ製	日本
6	兼用Tラバー付鋼片無	NRSC	H5.4.1	タイワ製	日本
7	兼用Tトゥシューズ	TRS	H5.4.1	タイワ製	日本
8	兼用Tアウターリム	ORS	H5.4.1	タイワ製	日本
9	兼用Tトゥアウター	TORS	H5.4.1	タイワ製	日本
10	兼用蹄鉄SRS（全溝）	SRS	H5.4.1	タイワ製	日本
11	兼用O	SO	H5.4.1	尾形製	日本
12	兼用O鋼片無	NSO	H5.4.1	尾形製	日本
13	兼用O全鋼片	NZO	H5.4.1	尾形製	日本
14	兼用O鋼片無（改良型）		H5.4.1	尾形製	日本
15	兼用O内縁全鋼片	IZO	H5.4.1	尾形製	日本
16	兼用O側鉄唇付	3ZO	H5.4.1	尾形製	日本
17	兼用Oトゥシューズ	TSO	H5.4.1	尾形製	日本
18	トリプルクラウン	—	H5.4.1	トリニティ	アメリカ
19	クインズプレート	—	H5.4.1	サラブレッド	アメリカ
20	クインズプレート鉄唇付	—	H5.4.1	サラブレッド	アメリカ
21	クインズプレート鉄唇付鋼片無	—	H5.4.1	サラブレッド	アメリカ
22	クインズプレートラバー付	—	H5.4.1	サラブレッド	アメリカ
23	クインズプレートラバー付鋼片無	—	H5.4.1	サラブレッド	アメリカ
24	ビクトリー・AC	—	H5.4.1	ビクトリー	アメリカ
25	ビクトリー・EC	—	H5.4.1	ビクトリー	アメリカ
26	フランス製ニウム蹄鉄	—	H5.4.1	エタブル	フランス
27	兼用T全溝	VRS	H5.4.1	タイワ製	日本
28	兼用T厚尾鋼片無（後肢用）	NRSK	H5.4.1	タイワ製	日本
29	兼用TAニウム鋼片無	FHA	H5.4.1	高月製	日本
30	トップエッジー18		H6.7.1	今井製	日本
31	トップエッジー19		H6.7.1	今井製	日本
32	トップエッジーP		H6.7.1	今井製	日本

番号	品名	略号	許可年月日	製造元	製造国
33	トップエッジーEL		H7.1.1	今井製	日本
34	クッションソール蹄鉄	CS	H7.1.1	タイワ製	日本
35	レーシングハイベストA		H8.4.1	田代製	日本
36	レーシングハイベストB		H8.4.1	田代製	日本
37	レーシングハイベストC		H8.4.1	田代製	日本
38	兼用TEU	TEU	H9.4.1	タイワ製	日本
39	兼用TAニウム鋼片有	TAS	H11.10.1	高月製	日本
40	兼用URS	URS	H12.7.1	タイワ製	日本
41	兼用TEUトウシューズ	TEU	H17.7.1	タイワ製	日本
42	兼用RSV	RSV	H17.7.1	タイワ製	日本
43	兼用RSZ	RSZ	H17.7.1	タイワ製	日本
44	ビクトリー・ECラバー付	ECC	H21.4.1	ビクトリー	アメリカ
45	兼用T・EU鋼片無	NEU	H21.4.1	タイワ製	日本
46	兼用T全溝	ARS	H21.4.1	タイワ製	日本
47	兼用Tワイド	RSW	H21.4.1	タイワ製	日本
48	兼用Tワイド鋼片無	NRSW	H21.4.1	タイワ製	日本
49	兼用Tワイドラバー付	RSWC	H21.4.1	タイワ製	日本
50	兼用Tワイドラバー付鋼片無	NRSWC	H21.4.1	タイワ製	日本
51	兼用T・EUラバー付	EUC	H21.4.1	タイワ製	日本
52	兼用Oホップスター	HSO	H21.4.1	尾形製	日本
53	兼用O厚尾	KO	H21.4.1	尾形製	日本
54	兼用O全鋼片	ZO	H21.4.1	尾形製	日本
55	兼用O全鋼片(溝)	HO	H21.4.1	尾形製	日本
56	兼用OS・ファイルドウェーブ	PWO	H21.4.1	尾形製	日本
57	兼用OS	PZO	H21.4.1	尾形製	日本
58	兼用OS・PZO側鉄唇付	PZ3	H21.4.1	尾形製	日本
59	兼用OS	PSO	H21.4.1	尾形製	日本
60	兼用OS・PWOラバー付	PWC	H21.4.1	尾形製	日本
61	兼用OS	WSO	H21.4.1	尾形製	日本
62	兼用TAニウム鋼片無	TAA	H21.4.1	高月製	日本
63	キングスプレート		H24.8.1	今井製	日本
64	FZO兼用蹄鉄	FZO	H30.4.1	エフ・エム・オー	日本
65	3FZO兼用蹄鉄	3FZO	R1.11.1	エフ・エム・オー	日本

競走に使用できる馬装具一覧（笠松競馬場）

	使用を認めるもの	使用を禁止するもの
1 鞍とその付属品		
鞍	競走鞍	
腹帯、鎧革、鎧	特に規定無し	
鞍下ゼッケン	〃	
鞍どめと胸がい	〃	
2 頭絡とその付属品		
頭 絡	水勒頭絡	
鼻 革	フランス、ドイツ、クロス、コンビ 鼻革	
手 綱	特に規定なし（競走用、ティーディ マン）	
その他	覆面（面子）※1 シャドーロール チークピースーズ	鼻しばり※2
3 は み	水勒はみ	大勒はみ、ペラムはみ
はみ身の形状	通常の中折れはみ 棒はみ、板はみ	ねじりはみ
はみ身の材質	通常のも、金属、ゴム	
はみ環の形状	通常のも輪状 Dはみ、エッグはみ、枝はみ	ハックモアー
その他	リングはみ はみ吊り、舌しばり、頬あて	ノートンはみ ハートはみ※2 リップチェーン※2
4 特殊馬装具		
マルタンガール	アイリッシュマルタンガール ランニングマルタンガール	スタンディングマルタンガール※2 折り返し手綱※2
遮眼革（プリンカー）	遮眼革の大きさは、全視野の概ね 1/2までとする ホライゾネット	透明半頭面※3 アイシールド※3

※1 必ず頭絡の下につけること

※2 準備運動中までは使用可能

※3 片側のみを使用可

上記以外のものの使用にあたっては、あらかじめ馬装具使用届を提出し、馬場管理委員の許可を受けること。

- 使用禁止基準
- (1) 当該馬に著しく苦痛を与えるもの。
 - (2) 競走のための運動を著しく阻害するもの。
 - (3) 制御力が強く、公正を害するもの。
 - (4) 他馬等に危険を及ぼすと思われるもの。

令和 年 月 日

岐阜県地方競馬組合 管理者 様

調教師

印

馬装具使用届

令和 年度 第 回笠松競馬より、私の管理する 号
について以下の馬装具を使用しますので届け出ます。

馬装具の種類・名称	
-----------	--

馬場管理委員記入欄

1. 通常使用を認めるものに該当。
2. 許可もしくは届出により使用を認めるものに該当。 ＜許可条件＞ 1. 特になし 2. 能力審査試走（令和 年 月 日合格） 3. その他（ ）
3. 使用を禁止するものに該当。 ＜理由＞ 1. 許可基準に該当 2. その他（ ）

認定年月日

令和 年 月 日

馬場管理委員

印

賞金等支給基準

目 次

賞金等支給基準

1. 馬主に関するもの	26
2. 調教師及び調教師補佐に関するもの	27
3. 騎手に関するもの	28
4. きゅう務員に関するもの	28
5. その他	29
別表(1) 令和5年度 笠松競馬 賞金基準表	30
別表(2) 令和5年度 笠松競馬 重賞・準重賞競走賞金基準表	31
別表(3) 令和5年度 競馬及び競走の事象に係る賞金・諸手当支給要領	32
〔様式1〕口座振込依頼書	33
別紙6 令和5年度 東海地区競馬開催日程	34

賞金等支給基準

岐阜県地方競馬組合（以下「岐阜県」という。）が主催する競馬に出走した競走馬の馬主等に支給する賞金等の支給基準について、次のとおり定める。

1. 馬主に関するもの

(1) 賞金

賞金は、別表（1）及び別表（2）に定めた金額を支給する。

(2) 出走手当

競走に出走した岐阜県所属馬及び愛知県所属馬の馬主には、出走手当として次の区分により支給する。

岐阜県所属馬

階 級	金 額
A 級	100,000円
B 級	90,000円
C 級	80,000円
2歳・3歳	90,000円

愛知県所属馬

階 級	金 額
A 級	52,000円
B 級	46,000円
C 級	42,000円
2歳・3歳	49,000円

なお、岐阜県所属として初出走した新馬（2021年産）は、下表により出走手当を支給する。ただし、岐阜県以外に転出し、再び岐阜県所属となった場合は90,000円とする。

出走履歴区分	初 出 走				2走目以降
開 催 区 分	～6月開催	～8月開催	～9月開催	～12月開催	3歳9月の開催まで
出 走 手 当	235,000円	185,000円	155,000円	135,000円	110,000円

(3) 着外手当

一般競走において着外（6着以下）となった岐阜県所属馬の馬主には、着外手当として2,000円を支給する。

ただし、JRA交流競走において着外（6着以下）となった岐阜県所属馬は、JRA交流競走出走奨励金として30,000円を支給する。

(4) きゅう舎手当

競走に出走した岐阜県所属馬の馬主には、きゅう舎手当として4,000円を支給する。

(5) 抽選休場手当

出走投票の結果、出走を制限された馬については、下表により抽選休場手当を支給する。ただし、重賞競走を除き、愛知県所属馬は支給しない。

階 級	出 走 制 限 の 理 由	
	最大出走頭数超過時	出 走 投 票 の 結 果 競 走 取 り 止 め
A 級	100,000円	15,000円
B 級	90,000円	15,000円
C 級	80,000円	15,000円
2歳・3歳	90,000円	15,000円
重賞競走	—	当該馬の出走手当 又は特別出走奨励金の額
新馬戦	90,000円	45,000円

(6) 強化育成奨励金

1,800m以上の距離の競走に出走した岐阜県所属馬の馬主には、強化育成奨励金として10,000円を支給する。

(7) 共有馬の取扱い

共有馬に係る賞金等は、共有代表馬主に交付する。

(8) その他

上記のほか詳細については、別表(3)に定める「競馬及び競走の事象に係る賞金・諸手当支給要領」による。

2. 調教師及び調教師補佐に関するもの

(1) 調教師賞金

調教師の管理する馬が競走に出走して入賞したときは、次のとおり調教師賞金を支給する。

1着…4,000円 2着…3,000円 3着…2,000円

(2) 調教師手当

調教師の管理する馬が競走に出走したとき、調教師手当として1頭につき7,800円を支給する。

(3) 調教師補佐手当

調教師補佐の補助管理する馬が競走に出走したとき、調教師補佐手当として1頭につき7,800円を支給する。ただし、1開催10頭までとする。

(4) 強化育成奨励金

1,800m以上の距離の競走に出走した岐阜県所属馬の調教師には、強化育成奨励金として5,000円を支給する。

(5) 抽選休場手当

出走投票の結果、出走制限のため抽選休場となった場合、抽選休場手当として1頭につき1,000円を調教師及び調教師補佐に支給する。ただし、愛知県所属馬の調教師及び調教師補佐は支給しない。

(6) 調教師、調教師補佐の賞金及び手当の支給制限

調教師、調教師補佐が戒告以上の処分を受けたときは、調教師賞金、調教師手当、調教師補佐手当、強化育成奨励金及び抽選休場手当を支給しない。また、中央競馬及び地方競馬の主催者において賞典停止を受けたときは、その停止期間中は支給しない。

(7) 調教師業務の委任

調教師が競馬場において業務に従事できないときは、その業務を他の調教師、又は所属する調教師補佐に委任しなければならない。ただし、中央競馬会の調教助手は裁決委員の許可を受けた者に限る。(委任された調教師及び調教師補佐には上記手当を支給しない。)

(8) その他

上記のほか詳細については、別表(3)に定める「競馬及び競走の事象に係る賞金・諸手当支給要領」による。

3. 騎手に関するもの

(1) 騎手賞金

騎手が競走に騎乗して入賞したときは、次のとおり騎手賞金を支給する。

1着…4,000円 2着…3,000円 3着…2,000円

(2) 騎手手当

騎手が競走に騎乗したとき、騎手手当として1頭につき7,800円を支給する。

(3) 抽選休場手当

出走投票の結果、出走制限のため抽選休場となった場合、抽選休場手当として1頭につき1,000円を支給する。ただし、愛知県所属馬騎乗の騎手は支給しない。

(4) 調整ルーム手当

笠松競馬所属騎手(期間限定騎乗騎手を含む。)の調整ルーム入室者で当日騎乗予定騎手及び騎乗変更可能騎手に対し、調整ルーム手当として笠松競馬開催日1日につき5,800円を支給する。

(5) 賞金及び手当の支給制限

騎手が騎乗停止処分を受けたときは、当該競走については騎手賞金及び騎手手当を支給しない。また、中央競馬及び地方競馬の主催者において賞典停止を受けたときは、その停止期間中は支給しない。

(6) その他

上記のほか詳細については、別表(3)に定める「競馬及び競走の事象に係る賞金・諸手当支給要領」による。

4. きゅう務員に関するもの

(1) きゅう務員賞金

管理者が認定したきゅう務員(以下「きゅう務員」という。)の飼養管理補助(以下「飼養」という。)する馬が競走に出走して入賞したときは、次のとおりきゅう務員賞金を支給する。

1着…4,000円 2着…3,000円 3着…2,000円

(2) きゅう務員手当

きゅう務員が飼養する馬が競走に出走したとき、きゅう務員手当として1頭につき7,800円を支給する。ただし、1開催6頭以内とする。また、同一開催時に於いて編成が2回ある場合は、前半・後半で各6頭以内とする。

(3) 抽選休場手当

出走投票の結果、出走制限のため抽選休場となった場合、抽選休場手当として1頭につき1,000円を支給する。ただし、愛知県所属馬のきゅう務員は支給しない。

(4) 賞金及び手当の支給制限

きゅう務員が戒告以上の処分を受けたときは、きゅう務員賞金及びきゅう務員手当を支給しない。また、中央競馬及び地方競馬の主催者において賞典停止処分を受けたときは、その停止期間中は支給しない。

(5) その他

上記のほか詳細については、別表（3）に定める「競馬及び競走の事象に係る賞金・諸手当支給要領」による。

また、副きゅう務員（J R A及び他地区を含む）には手当等を支給しない。

5. その他

(1) 賞金及び手当等の返還について

着順確定後に薬物の投与、不正協定、全能力不発揮等の事実が判明して失格となった場合、当該馬に係る賞金等を既に受領している馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員は管理者が指定する期日までに、当該受領したすべての賞金等を返還しなければならない。

(2) 賞金及び手当等の追加交付について

確定後の失格に伴い着順変更があった競走における当該失格馬以外の馬に係る馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員に対する当該競走の賞金等の取扱いは、次のとおりとする。

ア 賞金等の交付の額

(ア) 着順が変更された後に賞金等を交付する場合には、変更後の着順に基づく賞金等を交付する。

(イ) 着順が変更される前に、既に確定した着順に基づいて賞金等を交付している場合には、既に交付した額と着順変更に基づいて交付すべき額との差額を交付する。

(ウ) 当該競走において制裁処分があり、競馬番組の定めるところにより、当該競走に係る賞金等を受ける資格がない者に対しては交付しない。

イ 賞金等の交付時期

着順が変更された日から1年以内とする。

(3) レコード賞

従前の最優秀タイムを更新した1着馬の馬主には10,000円、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員には各5,000円をレコード賞として支給する。ただし、当該競走において戒告以上の処分を受けたときは支給しない。

(4) 同着の場合の賞金等

ア 同着の場合における馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員の賞金等は、同着となった馬の頭数に相当する着順までの賞金等の総額を同着頭数に等分して支給する。

イ 同着の場合において賞金等を分割することができないときは、抽選によって交付する。

(5) 交流重賞競走及びJ R A条件交流競走の賞金等の支給については、別途実施要領で定める。

(6) 消費税の取扱い

賞金・奨励金及び手当は内税とする。

(7) その他

ア 年度途中においても支給基準を変更することがある。

イ そのほか定めのないものの取扱いは、その都度岐阜県が決定する。

別表(1)

令和5年度 笠松競馬 賞金基準表

一般競走

賞金配分率 170方式 (単位:千円)

階 級	区 分	1着	2着	3着	4着	5着	総額
	配 分 率	100	35	20	10	5	170
A 級	特別(1組)	2,000	700	400	200	100	3,400
	特別(2組)	950	333	190	95	47	1,615
	特別(3組)	800	280	160	80	40	1,360
	特別(4組)	700	245	140	70	35	1,190
	一般(5組以下)	550	193	110	55	27	935
B 級	オ ー プ ン	1,100	385	220	110	55	1,870
	特別(1組)	700	245	140	70	35	1,190
	特別(2組)	600	210	120	60	30	1,020
	選 抜	500	175	100	50	25	850
	一般(3組以下)	450	158	90	45	22	765
C 級	特 別 (イ)	600	210	120	60	30	1,020
	特 選 (イ)	450	158	90	45	22	765
	選 抜 (イ)	450	158	90	45	22	765
	特 別 (ロ)	500	175	100	50	25	850
	特 選 (ロ)	420	147	84	42	21	714
	選 抜 (ロ)	420	147	84	42	21	714
	一 般	400	140	80	40	20	680
3 歳	オ ー プ ン	1,100	385	220	110	55	1,870
	特別(1組)	700	245	140	70	35	1,190
	特選(2組)	550	193	110	55	27	935
	一般(3組以下)	450	158	90	45	22	765
2 歳	特別(1組)	820	287	164	82	41	1,394
	一般(2組以下)	600	210	120	60	30	1,020
	新 馬 戦	1,700	595	340	170	85	2,890

JRA交流競走

賞金配分率 170方式 (単位:千円)

階 級	区 分	1着	2着	3着	4着	5着	総額
	配 分 率	100	35	20	10	5	170
A級3組	JRA1勝クラス	900	315	180	90	45	1,530
3歳2組	JRA3歳未勝利	700	245	140	70	35	1,190

JRA認定競走

賞金配分率 190方式 (単位:千円)

階 級	区 分	1着	2着	3着	4着	5着	総額
	配 分 率	100	40	25	15	10	190
2 歳	JRA認定競走	3,000	1,200	750	450	300	5,700

別表(2)

令和5年度 笠松競馬 重賞・準重賞競走賞金基準表

重賞・準重賞競走

賞金配分率 170方式 (単位:千円)

区分	格付	競走名	1着 (100)	2着 (35)	3着 (20)	4着 (10)	5着 (5)	総額 (170)	着外手当	副賞
3歳 (4歳) 以上	S P I	第32回 オグリキャップ記念	20,000	7,000	4,000	2,000	1,000	34,000	200	地方競馬全国協理理事長賞 全国公営競馬主催者協議会会長賞 (一社) 日本地方競馬主振興協会会長賞 (一社) 岐阜県馬主会会長賞
		第19回 笠松グランプリ	10,000	3,500	2,000	1,000	500	17,000	100	全国公営競馬主催者協議会会長賞 (一社) 岐阜県馬主会会長賞
		岐阜県知事杯 第52回 東海ゴールドカップ	7,000	2,450	1,400	700	350	11,900	70	岐阜県知事賞 (一社) 日本地方競馬主振興協会会長賞 (一社) JBC協会賞
		中日新聞杯 第52回 くろゆり賞	6,000	2,100	1,200	600	300	10,200	60	中日新聞社賞 東海地方公営競馬協議会会長賞 (一社) 岐阜県馬主会会長賞
		日刊スポーツ杯 第1回 ブルーリボンマイル	5,000	1,750	1,000	500	250	8,500	50	日刊スポーツ新聞社賞 東海地方公営競馬協議会会長賞
	S P II	創刊75周年記念スポーツニッポン杯 第45回 サマーカップ	4,000	1,400	800	400	200	6,800	40	スポーツニッポン新聞社賞 東海地方公営競馬協議会会長賞
		創刊75周年記念スポーツニッポン杯 第50回 オータムカップ	4,000	1,400	800	400	200	6,800	40	スポーツニッポン新聞社賞 全国公営競馬主催者協議会会長賞
		サンケイスポーツ杯 第45回 マーチカップ	4,000	1,400	800	400	200	6,800	40	サンケイスポーツ新聞社賞 岐阜県地方競馬組合管理者賞
		中京スポーツ杯 第29回 白銀争覇	4,000	1,400	800	400	200	6,800	40	中京スポーツ新聞社賞 岐阜県地方競馬組合管理者賞
	S P III	岐阜新聞社・岐阜放送賞 第5回 飛山濃水杯	3,000	1,050	600	300	150	5,100	30	岐阜新聞社・岐阜放送賞
		デイリースポーツ杯 第41回 ウインター争覇	3,000	1,050	600	300	150	5,100	30	デイリースポーツ新聞社賞
		スポーツ報知杯 第1回 撫子争覇	3,000	1,050	600	300	150	5,100	30	スポーツ報知新聞社賞 (一社) JBC協会賞
	P	競馬エース賞 第1回 東海クラウン	2,500	875	500	250	125	4,250	-	エースメディア(株)賞
3歳	S P I	中日スポーツ杯 第47回 岐阜金賞	6,000	2,100	1,200	600	300	10,200	60	中日スポーツ総局長賞 (一社) 日本地方競馬主振興協会会長賞 岐阜県地方競馬組合管理者賞 (一社) JBC協会賞 生産者賞
		日刊スポーツ杯 第6回 ぎふ清流カップ	6,000	2,100	1,200	600	300	10,200	60	日刊スポーツ新聞社賞 (一社) 岐阜県馬主会会長賞 (一社) JBC協会賞
	S P II	スポーツ報知杯 第48回 ゴールドジュニア	4,000	1,400	800	400	200	6,800	40	スポーツ報知新聞社賞 岐阜県地方競馬組合管理者賞
		中京スポーツ杯 第49回 新緑賞	3,000	1,050	600	300	150	5,100	30	中京スポーツ新聞社賞
	S P III	創刊70周年記念中日スポーツ杯 第1回 ジュニアグローリー	3,000	1,050	600	300	150	5,100	30	中日スポーツ総局長賞
		日刊スポーツ杯 第47回 クイーンカップ	3,000	1,050	600	300	150	5,100	30	日刊スポーツ新聞社賞
	P	eプリントサービス賞 第1回 プレムムカップ	2,000	700	400	200	100	3,400	-	ビジネス・インフォメーション・テクノロジー賞
競馬東海賞 第1回 笠松若駒杯		2,000	700	400	200	100	3,400	-	エースメディア(株)賞	
2歳	S P I	中日スポーツ杯 第27回 ライデンリーダー記念	5,000	1,750	1,000	500	250	8,500	50	中日スポーツ総局長賞 (一社) 岐阜県馬主会会長賞
		創刊75周年記念スポーツニッポン杯 第10回 ラブミーチャン記念	5,000	1,750	1,000	500	250	8,500	50	スポーツニッポン新聞社賞 全国公営競馬主催者協議会会長賞 (公社) 日本軽種馬協会会長賞 岐阜県地方競馬組合管理者賞

重賞競走 (重賞級認定競走)

賞金配分率 190方式 (単位:千円)

区分	格付	競走名	1着 (100)	2着 (40)	3着 (25)	4着 (15)	5着 (10)	総額 (190)	着外手当	副賞
2歳	-	第1回 ネクストスター笠松	10,000	4,000	2,500	1,500	1,000	19,000	100	(一社) 岐阜県馬主会会長賞 (一社) 日本地方競馬主振興協会会長賞 岐阜県地方競馬組合管理者賞 (一社) JBC協会賞

準重賞競走 (JRA認定競走)

賞金配分率 190方式 (単位:千円)

区分	格付	競走名	1着 (100)	2着 (40)	3着 (25)	4着 (15)	5着 (10)	総額 (190)	着外手当	副賞
2歳	P	中京スポーツ杯 第48回 秋風ジュニア	3,000	1,200	750	450	300	5,700	-	中京スポーツ新聞社賞 (一社) JBC協会賞
		日刊スポーツ杯 第51回 ジュニアクラウン	3,000	1,200	750	450	300	5,700	-	日刊スポーツ新聞社賞
		岐阜県知事杯 第10回 ジュニアキング	3,000	1,200	750	450	300	5,700	-	岐阜県知事賞

別表（3）令和5年度 競馬及び競走の事象に係る賞金・諸手当支給要領

区分	馬主					調教師			補佐		騎手			きゅう務員																		
	出走手当	きゅう舎手当	本賞金	当該競走の3着賞金	当該競走の5着賞金	抽選休場手当	調教師手当	調教師賞金	抽選休場手当	調教師補佐手当	抽選休場手当	騎手手当	騎手賞金	抽選休場手当	きゅう務員手当	きゅう務員賞金	抽選休場手当															
競走不成立取止め	出走投票の結果																					○										
	出走馬の確定から下見所間																○	○				○				○			○			
	本馬場入場から発走合図間																○	○				○				○			○			
	発走合図後																○	○		○						○			○			
頭数制限	出走投票の結果による出走制限																					○				○				○		
出走取消	疾病による																															
競走除外	公正保持・法違反																															
	馬輸送前																															
	馬輸送車の事故																															
	馬の疾病・落馬等（装鞍所引付け前）																															
	馬の疾病・落馬等（装鞍所引付け後）																														○	
	馬の疾病・落馬等（馬場入場後）																											○			○	
	騎手の事故																○									○					○	
	他の影響による事故																○									○		○			○	
	自己責任による不参・遅刻																															
	他の影響による不参・遅刻																○									○		○			○	
	カンパイによる暴走																○									○		○			○	
調教不良																											○			○		
競走中止	馬装不備																○	○										○			○	
	馬の転倒・落馬																○	○								○		○			○	
	馬の発病・事故																○	○								○		○			○	
	調教不良																○	○										○			○	
失格(降着)	全能力不発揮																															
	進路妨害																○	○								○					○	
	馬装不備																○	○													○	
	後検量不受験・負担重量過不足																○	○								○					○	
	調教不良																															
制裁	法違反																															
	馬主	戒告以上の処分																	○						○	○		○	○	○	○	
	調教師	戒告以上の処分															○	○	○								○		○	○	○	○
	調教師補佐	戒告以上の処分															○	○	○									○	○		○	○
	騎手	騎乗停止以上の処分															○	○	○								○				○	○
	きゅう務員	戒告以上の処分															○	○	○								○		○	○		○
出走馬	出走停止処分															○	○	○									○	○		○	○	

※1 この表に定めてあるものについて、状況により協議のうえ、変更することがある。

※2 この表に定めのないものについては、その都度、岐阜県が決定する。

[様式1]

口座振込依頼書

年 月 日

岐阜県地方競馬組合 管理者 様

郵便番号 〒 _____

馬主住所 _____

馬主登録番号 _____

馬主氏名 _____

電話番号 _____

岐阜県地方競馬組合から支給される賞金及び諸手当については、下記銀行口座へお振り込みください。

フリガナ							
口座名義							
(コード番号)	()	()					
金融機関名							本・支店
口座番号	普通						
	当座						

《口座は預託契約書に記載した馬主名義と同じ名義の口座をご使用ください》

